

少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)

United Nations Standard Minimum Rules for the Administration
of Juvenile Justice (Beijing Rules)

第1部 総則

1条 基本的展望

1.1 加盟国は、それぞれの一般的利益に従って、少年とその家族の福祉の増進に努めなければならない。

1.2 加盟国は、少年がコミュニティの中で有意義な生活を送ることができる条件を進展させるように努めなければならない。少年がコミュニティの中で有意義な生活を送ることは、少年が最も逸脱行動に走りやすい時期に、できるだけ犯罪や非行から離れて個人の発達と教育の過程をたどることを可能にするであろう。

1.3 学校その他のコミュニティ施設とともに、家庭・ボランティア・コミュニティグループを含む、すべての可能な資源を最大限に活用する積極的な手段をとることに、十分な注意が払われなければならない。その目的は、法による介入の必要を減らすために少年の福祉を増進すること、および、法に触れた少年を有効、公正かつ人間的に扱うことである。

1.4 少年司法は、すべての少年にとっての社会正義を実現するという広い視野の下で、各国の国としての発展過程の不可欠な要素として考えられなければならない。

かくして少年司法は、同時に、青少年の保護と社会の平和的秩序の維持に貢献することになる。

1.5 この規則の実施は、各加盟国の経済的、社会的・文化的条件に応じて進められなければならない。

1.6 少年司法の業務は、手段、方法、態度を含め、業務に携わる職員の能力を改善し維持する目的の下に、組織的に展開され、調整されなければならない。

2条 規則の範囲と用語の定義

2.1 この最低基準規則の各規定は、少年犯罪者に公平に適用されなければならない。人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的意見もしくはその他の意見、国籍、社会的身分、財産、出生またはその他の地位による差別があってはならない。

2.2 最低基準の目的上、以下の定義が、各国の法制度、法概念と矛盾しない仕方、加盟国によって用いられなければならない。

(a) 「少年」(juvenile)とは、各国の法制度の下で犯罪のゆえに成人とは異なる仕方、扱われることのある児童(child)もしくは青少年(young person)である。

(b) 「犯罪」(offence)とは、各国の法制度の下で法によって処罰することのできる(punishable)行為(作為ないし不作為)である。

(c) 「少年犯罪者」(juvenile offender)とは、犯罪(an offence)を犯したとして申し立てられ、または犯罪を犯したと認定された児童および青少年である。

2.3 各国の司法において、特別に少年の犯罪者に適用される一連の法、規則、規定を制定し、かつ、以下の目的のために計画された制度および機関を作り、これに少年司法の機能をゆだねるよう努力をしなければならない。

(a) 少年犯罪者の基本的権利を守りながら、かれらの多様なニーズをみたすこと。

(b) 社会のニーズをみたすこと。

(c) 徹底的かつ公平に、以下の規則を実行すること。

3条 規則の適用範囲の拡大

3.1 この規則のなかでしかるべきものは、少年犯罪者(juvenile offender)に対してばかりでなく、成人が犯しても処罰されないような特別な行為のゆえに手続が取られた少年に対しても、適用されなければならない。

3.2 福祉およびケアの手続で取り扱われているすべての少年に対して、この規則で具体化されている原理を拡大するよう努力しなければならない。

3.3 若年成人の犯罪者に対し、この規則で具体化されている原理を拡大するよう努力しなければならない。

4条 刑事責任年齢

4.1 少年の刑事責任年齢という概念を認めている法制度においては、その開始年齢は、情緒的・精神的・知的成熟に関する事実を考慮して、あまりに低い年齢に定められてはならない。

5条 少年司法の目的

5.1 少年司法システムは、少年の福祉に重点を置いたものでなくてはならず、また少年犯罪者に対するあらゆる反作用が、常に、犯罪者および犯罪に関する状況の双方に比例することを保障しなければならない。

6条 裁量の範囲

6.1 少年の個々のニーズおよび利用可能な手段が多様であることにかんがみ、捜査・訴追・審判・処遇を含むすべての手続局面ないし少年司法運営のさまざまな段階において、適切な範囲の裁量が認められなければならない。

6.2 ただし、すべての局面・段階において、このようないかなる裁量が行使されるにあたって、十分な裁量の責任を保證する努力が払われなければならない。

6.3 裁量を行使する者は、それを賢明にかつその役割および委託の趣旨に従って行うように、

特別の資格を有するかまたは訓練を受けた者でなければならない。

7条 少年の権利

7.1 無罪の推定、犯罪事実の告知を受ける権利、黙秘権、弁護人依頼権、親や保護者の立会権、証人尋問権(証人と相対し反対尋問する権利)、上級の機関に不服を申し立てる権利などの基本的な手続的保障は、手続のあらゆる段階で保障されなければならない。

8条 プライバシーの保護

8.1 少年のプライバシーの権利は、不当な公表やラベリングによって生ずる害を避けるために、あらゆる段階で尊重されなければならない。

8.2 原則として、少年犯罪者の特定に結びつきうるいかなる情報も公表してはならない。

9条 但書き

9.1 この規則の解釈にあたっては、被拘禁者処遇に関する国連最低基準規則および少年のケアと保護に関して国際社会で認められている人権についての他の文書および基準の適用を排除してはならない。

第2部 捜査および訴追

10条 最初の接触

10.1 少年が逮捕された場合、その逮捕は親ないし保護者に直ちに告げられなければならない。直ちに通知することが不可能な場合には、親ないし保護者に対し、その後可能なかぎり短時間のうちに告知されなければならない。

10.2 裁判官や他の資格ある職員、機関は、遅滞なく、身柄を釈放することを考慮しなければならない。

10.3 法執行機関と少年犯罪者との接触は、個々の事案の事情に適切に応じて、少年の法的地位を尊重し、少年の福祉を増進し、少年を害さないような方法で行われなければならない。

11条 ダイバージョン

11.1 適当と認められる場合、以下の規則 14.1 に規定されている権限を有する機関による正式の裁判によることなしに、少年犯罪者を取り扱うことに考慮がはられなければならない。

11.2 警察・検察ないし少年事件を取り扱う他の機関は、各国の法制度の目的の下に定められた基準およびその規則に含まれる原則に従って、正式の審理をへることなく、自らの裁量で事件を処理する権限を与えられなければならない。

11.3 コミュニティその他の適当なサービスに委託することを含むすべてのダイバージョンは、事件を委託する決定に対しては、適用にあたって権限を有する機関の再審理が可能であるとの条件で、少年または親もしくは保護者の同意を必要とする。

11.4 少年事件の裁量による処分を促進するために、一時的なスーパービジョン・指導、被害者に対する賠償や補償などのプログラムを供給するための努力がなされなければならない。

12条 警察内部の専門化

12.1 警察の機能を最大限に果たすために、頻繁にもしくはもっぱら少年を取り扱う警察官、または主として少年犯罪の防止に従事する警察官は、特別に研修をうけ、訓練されなければならない。大都市においては、この目的のために、専門の警察の部局が設置されなければならない。

13条 審判のための身柄拘束

13.1 審判のための身柄拘束は最後の手段としてのみ使用され、かつ、その期間はできるだけ最小限度にとどめられなければならない。

13.2 可能な場合にはいつでも、審判のための身柄拘束は、綿密なスーパービジョン、集中的なケアあるいは家庭や教育的施設ないしホームへの収容などの代替措置に置き換えられなければならない。

13.3 審判のために身柄を拘束されている少年は、被拘禁者処遇に関する国連最低基準規則に定めるすべての権利と保障を与えられなければならない。

13.4 審判のために身柄を拘束されている少年は、成人とは分離して扱われ、かつ、施設を別にするか、成人も収容する施設では区画を別にする場所に収容されなければならない。

13.5 身柄拘束中の少年は、その年齢、性別およびパーソナリティーに応じて必要とされるケア、保護、ならびに社会的、教育的、職業的、心理学的、医学的および身体的援助などの必要なあらゆる個別的援助を受けるものとする。

第3部 審判と処遇

14条 審事権者

14.1 少年犯罪者の事件が(規則 11 によって)ダイバージョンされなかった場合には、少年は、公平かつ適正な審理の原理に従って、(裁判所(court)や行政機関の委員会(tribunal, board, council etc.)など名称のいかんを問わず)権限ある機関によって扱われなければならない。

14.2 手続は、少年の最善の利益に資するものでなければならず、かつ、少年が手続に参加して自らを自由に表現できるような理解し易い雰囲気の下で行われなければならない。

15条 弁護士・親・保護者

15.1 手続を通して、少年は、法的助言者によって代理される権利、あるいは、無償の法律扶助が用意されている国では、それを求める権利を有する。

15.2 親または保護者は手続に参加する資格を認められる。また、権限を有する機関は、少年の利益のために親または保護者に手続に出席するよう要請することができる。ただし、少年の利益のために親または保護者を手続から排除することが必要な場合は、権限ある機関はその参加を拒否することができる。

16条 社会調査報告

16.1 軽微な事件を除いて、すべての事件においては、権限を有する機関が量刑宣告前の最終的な処分を行うのに先立って、権限を有する機関による妥当な審判を促進するために、少年が生活している背景事情および状況ないし犯罪が行われた状況を適切に調査しなければならない。

17条 審判および処分の指導原理

17.1 権限を有する機関による処分は、次にあげる指導原理によらなければならない。

(a) 選択された処分は、常に、犯罪の状況および重大性のみならず、社会のニーズとともに少年の状況および少年のニーズに比例しなければならない。

(b) 少年の人身の自由に対する制限は、慎重な考慮を経なければ行うことができず、かつ、できるかぎり最小限度のものでなければならない。

(c) 人身の自由の剥奪は、少年が、他人に対する暴力を伴う重大な行為を行ったことまたはその他の重大な犯罪を繰り返すおそれがあることを認定した場合であって、かつ、他に適切な方法がない場合でなければ、これを課してはならない。

(d) 少年の福祉は、その少年の事件を考慮するにあたって指導的な要素でなければならない。

17.2 死刑は、少年が行ったどのような犯罪に対しても、これを課してはならない。

17.3 少年が身体刑を受けることがあってはならない。

17.4 権限を有する機関は、いつでも手続を打ち切る権能を有するものとする。

18条 さまざまな処遇方法

18.1 権限を有する機関にとって、きわめて多様な処遇方法が利用できなければならない。可能なかぎり最大限、施設収容をさけるために、柔軟性が認められなければならない。そのような手段には以下のものが含まれ、そのうちのいくつかを併用することができる。

- (a) ケア、補導およびスーパービジョン
- (b) プロベーション
- (c) 社会奉仕命令

- (d) 金銭的制裁、損害賠償および原状回復
- (e) 中間処遇その他の処遇命令
- (f) グループカウンセリングや同様の活動に参加する命令
- (g) フォスター・ケア、少年が生活すべきコミュニティその他の教育的施設に関する命令
- (h) その他の相当な命令

18.2 事案の事情が必要としないかぎり、少年は親の監督から、部分的であれ完全にであれ、離されてはならない。

19 条 少年の施設収容の最小限度の使用

19.1 少年の施設収容処分は、常に、最後の手段であり、かつ、その期間は必要最小限度にとどめられなければならない。

20 条 不必要な遅滞の回避

20.1 各事件は、当初から不必要な遅滞なしに迅速に処理されなければならない。

21 条 記録

21.1 少年犯罪者の記録は、厳重に秘密を保持され・第三者に対して開示されてはならない。記録へのアクセスは、当該事件の処分に直接関係する人または正当な権限をもつその他の人に限定されなければならない。

21.2 少年犯罪者の記録は、成人に達した後に起した事件の手續に使用されてはならない。

22 条 専門性と研修の必要性

22.1 専門的教育、職務期間中の研修、再教育課程、その他適当な方法での教育が、少年事件を扱うすべての職員に必要な専門的能力を賦与し、維持するために用いられなければならない。

22.2 少年司法職員は、少年司法制度に接触をもつに至る少年たちの多様性を反映しなければならない。少年司法機関における女性および少数者の公正な代表比率を保障するよう努めなければならない。

第 4 部 非施設処遇

23 条 措置の効果的な実施

23.1 規則 14.1 に規定された権限ある機関の命令の実施のために、当該機関自体または状況により必要となる他の機関によって、適当な規定が設けられなければならない。

23.2 命令の修正がこの規則に含まれる諸原則に一致する限りにおいて、上記の規定は、権限ある機関にとって時の推移とともに必要と思われるように命令を修正する権限を含まな

なければならない。

24 条 必要とされる援助の規定

24.1 手続のあらゆる段階において、少年に、宿所、教育または職業訓練、雇用その他の有益かつ現実的な援助などの、社会復帰過程を促進するために必要な援助を提供する努力が行われなければならない。

25 条 ボランティアその他のコミュニティサービスの動員

25.1 ボランティア個人、ボランティア組織、地域の諸機関、その他の社会資源は、コミュニティ内、それもできるかぎり家庭内での少年の立直りに有効に寄与するように活用されなければならない。

第 5 部 施設内処遇

26 条 施設内処遇の目的

26.1 施設に收容された少年の訓練と処遇の目的は、少年が社会にでて建設的かつ生産的な役割を担うことを援助するために、ケア、保護、教育、職業的訓練を少年に与えることにある。

26.2 施設に收容された少年は、その年齢、性別、パーソナリティにより、健全な成長のために必要とされるケア、保護およびあらゆる必要な援助 社会的、教育的、職業的、心理学的、医学的およびあらゆる必要な援助 を受けなければならない。

26.3 施設に收容される少年は、成人とは分離して扱われ、施設を別にするか、成人も收容している施設に收容する場合には区画を別にする場所に收容されなければならない。

26.4 施設に收容された女子少年犯罪者に対しては、そのニーズと問題に関して特別の配慮を要する。

女子少年犯罪者が男子少年犯罪者に劣るケア、保護、援助、処遇、訓練を受けることがあってはならない。公正な処遇が保障されなければならない。

26.5 收容された少年の利益と福祉に関して、親または保護者は、アクセス権を有している。

26.6 少年が教育上の不利益を被って施設からでることがないことを保障するために、施設に收容されている少年に対しては、十分な教科教育、または必要な場合には、職業訓練を与えるよう、官庁間および部局間の協力がすすめられなければならない。

27 条 被拘禁者処遇に関する国連最低基準規則の適用

27.1 被拘禁者処遇に関する国連最低基準規則および関連する勧告は、施設に收容された少年犯罪者(未決拘禁中のものを含む)の処遇に関連するかぎり適用されなければならない。

27.2 少年の年齢、性別、パーソナリティに特有な多様なニーズを満たすために、被拘禁者

処遇に関する国連最低基準規則に定められた関連原則を、可能なかぎり最大限実施するための努力がなされなければならない。

28 条 条件付き釈放の頻繁かつ早期の使用

28-1 施設からの条件付き釈放は適切な部局によってできるだけ広範に用いられねばならず、かつできるかぎり早期に許可されなければならない。

28.2 施設から条件付きで釈放された少年は、適切な部局に援助、監督され、またコミュニティによって十分な補助を受けることができるようにしなければならない。

29 条 半施設の処置

29.1 少年の適切な社会再統合を支援する、ハーフウェイ・ハウス、エデュケーショナル・ホーム、昼間訓練センターその他適切な半施設の措置を講じる努力がなされなければならない。

第 6 部 調査研究、計画、政策立案および評価

30 条 計画、政策立案および評価の基礎としての調査研究

30.1 効果的な計画および政策立案のために基礎として必要な研究を組織し推進する努力をしなければならない。

30.2 少年による犯罪・非行の傾向、問題および原因と拘禁中の少年の多様なニーズを定期的に検討し判定する努力をしなければならない。

30.3 少年司法運営の組織内に設けられた常設の評定的研究機構を確立するため、かつ運営の適正な評価ないし将来の改善・改革のため、関連データ、情報を収集、分析するための努力をしなければならない。

30.4 少年司法運営におけるサービスの供給は、国家発展の努力の不可欠な要素として体系的に計画され実施されねばならない。

(訳 比較少年法研究会)